

建設局及び都市整備局 情報共有システム利用開始に関する説明会 ご質問とその回答

凡例：【県】愛知県建設企画課  
【協会】(公財)愛知県都市整備協会

日時 (令和元年)	会場	ご質問	説明会における回答	その後の追加・補足
11/22 10:30～	東三河建設事務所	1 利用案内メール（案件登録のお知らせ）はどのメールアドレスに届くのか？	【県】入札参加資格審査にて申請したメールアドレスに届きます。	
		2 利用申込書の「利用窓口」欄につける○印は誰にすればよいか？	【協会】実際にシステムを使う方。基本は現場代理人と考えます。	
		3 利用案内メール（案件登録のお知らせ）は契約と同時に届くのか？	【県】契約データは夜間に反映するためタイムラグがあります。また当面は手作業が入るため、2～3日程度と考えてください。 【協会】利用申込後は、利用料の支払い前でもすぐ利用できるようになるため、実際に打合せ簿を提出する頃までに利用申込してください。	
		4 利用料金は当初契約の金額で決まるのか？	【協会】利用料金は、当初契約に基づき請求します。その後、工期変更や金額変更が生じて、利用料金を変更する必要はありません。	
		5 添付するPDFファイルは、一つのファイルにまとめなくては行けないのか？	【県】確認の手間を考慮すると、できるだけまとめていただきたい。まとめるのに著しく時間を要する場合は臨機応変に対応してください。 【協会】システムの機能としては、最大10個のファイルが添付できます。	
		6 現状では「条件変更確認請求通知書」は書面と電子メールの両方で提出することになっている。今後はどうなるのか？	【県】契約関係書類のため、情報共有システムの利用開始とは関係なく、従来通りに提出してください。 なお、電子メールでも提出いただいている理由は、発注者が追記して「条件変更確認通知書」としてお返しするためです。引き続き、電子メール等により監督員へ電子データを渡してください。	
11/26 9:30～	自治センター	1 契約変更で増額となった場合、利用料の差金が請求されるのか？	【協会】差分の請求は行いません。利用料は当初契約に基づき請求します。その後、工期変更や金額変更が生じて変更しません。	
		2 完了検査にはダウンロードしたデータを持っていくとの事だが、検査時にインターネットへの接続は必要なのか？	【県】必要ありません。データをダウンロードすれば、これまでの電子媒体（CD、DVD等）と同様のデータがパソコン内に保存されますので、これを用いて検査を行います。	
		3 12月契約で1月着手予定の受注済工事がある。情報共有システムはメリットが大きいため、この工事でもぜひ利用したいが可能か？	【県】変更契約を行って特記仕様書へ必要事項を追記すれば利用可能です。また、変更契約以外の簡易な手続きができないか調整中です。いずれにしても個別にご相談ください。 【協会】契約途中から利用開始する場合の利用料は調整中です。なお、質問のケースはほぼ未着手のため規定通りの利用料になると考えます。	
		4 添付するファイルの容量制限はあるのか？	【協会】個々の添付ファイルの容量は、システムで制限していません。システムに登録する総量としては1GBを上限としている。 【県】添付ファイルが大きすぎると、ファイルを開くのに時間がかかるため、ガイドラインには20～50MB程度の目安を設けます。監督員と協議すればファイルサイズが大きくても問題ありません。	
		5 1月から開催されるシステム研修会の申込みはもう受付しているのか？	【協会】12月9日（月）から受付を開始します。	
		6 工事を受注するまでに、何か準備しておくことはあるか？	【協会】とくにありません。	
		7 過去に自社が工事した書類の閲覧はできるのか？	【協会】できません。工期末日の翌月末にはデータが消去されるため、必要なデータはダウンロードしておいてください。	
12/3 10:30～	自治センター	1 建築局のほか農林水産局、企業庁、市町村では利用しないのか？ また、今後か見通しを知りたい。	【県】他局でも検討中と聞いているが決まっていません。今後、利用開始が決まった場合は、何かしらの説明や発表があると思います。 【協会】本システムでは、市町村への展開も想定していますが、今後の調整となります。	【県】12/24付：農林基盤局が令和2年度における試行開始を決定しました。詳しくは農林総務課のWebページをご覧ください。

建設局及び都市整備局 情報共有システム利用開始に関する説明会 ご質問とその回答

凡例：【県】愛知県建設企画課  
【協会】(公財)愛知県都市整備協会

日時 (令和元年)	会場	ご質問	説明会における回答	その後の追加・補足
12/3 14:00～	自治センター	1 工事完了後も受注者がデータ閲覧することはできるか？	【協会】できません。工期末日の翌月末にはデータが消去されるため、必要なデータはダウンロードしておいてください。 【県】県では納品物である電子成果品は保管しますが、成果品以外の共有データは保管しません。受注者側で必要なデータがあればダウンロードしてバックアップをお願いします。	
		2 継続工事の場合など、他社の成果品を借りることができるのか？ 電子成果品は、事務所と協会どちらが保管することになるのか？	【県】電子成果品は今まで通り発注者が保管し、継続工事の受注者へ貸与します。貸与の仕組みは情報共有システムとは別に準備を進めているが、いずれにしても協会が管理するものではありません。 【協会】本システムは工事中の情報共有をするものであり、完了後の電子成果品は県の財産として県が保管・活用することになります。	
12/4 14:00～	西三河総合庁舎	1 監督員と受注者が同時にログインした場合の優先度はどうなっているか？ また、同時にログインできる人数は何人か？	【協会】監督員と受注者は同時に利用できます。ログイン人数もシステム上の制約は設けておりません。	
		2 セキュリティ上のリスクは県側が負うということでしょうか？	【協会】協会はツールを提供するだけであり、内容については利用者の責任になります。なお、セキュリティについては利用規約に盛り込む予定です。	
		3 情報共有システム内のデータは、今後の参考にするため受注者側でダウンロードして残しておくのか？	【協会】ダウンロードは可能です。 なお、県が保管するのは電子成果品のみであり、その他の共有データは保管されないため、必要なデータがあれば受注者側でダウンロードしておいてください。	
		4 利用するブラウザの制約はあるか？	【協会】一般的なブラウザなら利用できます。推奨環境としては、Internet Explorer 11以上、Microsoft Edgeを挙げています。	【協会】ほかのブラウザでも利用できておりますが、動作保証しているのは左記のブラウザです。
		5 スマートフォンでも利用できるとのことだが、Google Chromeでも使えるか？ またスマホ用のアレンジはされているのか？	【協会】手元資料では回答できないため、追って確認させていただきます。	【協会】パソコン用画面をスマートフォンでもご利用いただけます。また、令和2年度上半期にはスマートフォン専用画面が利用可能となる見込みです（機能制限あり）。この場合の推奨ブラウザは以下のとおりです。 ・Google Chrome 78.0.3904.108 以上 (OS Android 6.1 以上) ・Safari 11.0 以上 (OS iOS 11.4.1 以上)
		6 完了検査は電子成果品をダウンロードして受けるとのこと。これまで安全書類などは提示であったが、電子と紙が二重にならないか心配。	【県】電子成果品は紙ではなく画面で見えて検査します。ただし、特記仕様書などで紙納品の指定がある場合はこの限りではありません。施工計画書は印刷1部の提出を求める予定です。 安全書類については、紙で管理しているものは紙での提示のままです。安全書類を電子データで提示する場合は、事前協議で監督員と協議してください。これからできるだけ電子データで済むよう検討していきますので、遠慮なくご意見をいただきたいです。	
12/6 14:00～	西三河総合庁舎	(ご質問なし)		